

横浜市行政不服審査会答申
(第4号)

平成29年1月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 28 年度市民税・県民税の賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

南区長（以下「処分庁」という。）は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 24 条及び第 294 条並びに横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「市税条例」という。）第 21 条の規定に基づき、審査請求人に対して、平成 28 年度市民税・県民税の賦課決定処分（平成 28 年 6 月 1 日付け。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人は、その所得控除額の計算等に不服があるとして、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件処分において、生命保険料控除額が 13,742 円とされているが、正しくは、審査請求人が平成 27 年中に支払った生命保険料の全額である 15,483 円が控除額とされるべきである。この結果、所得控除の合計額は、本件処分において所得控除の合計額として認定されている 360,162 円から 361,903 円へと増額されるべきである。
- (2) 本件処分において、処分庁は、審査請求人に対して、6,200 円の市民税・県民税を賦課している。しかし、平成 27 年の審査請求人の所得金額は、上記審査請求人の本来の所得控除額である 361,903 円を下回る。したがって、審査請求人の市民税・県民税は非課税となるべきである。
- (3) 本件処分により国民健康保険料がほぼ倍増し、平成 28 年度の臨時福祉給付金の支給対象者から外れるなど課税額を上回る多大な損失が生じており、本件処分は取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法、市税条例、横浜みどり税条例（平成 20 年 12 月横浜市条

例第 51 号) 及び神奈川県県税条例 (昭和 45 年神奈川県条例第 26 号) の規定に基づき適法に行われた処分であって、その理由は次のように要約される。

(1) 法の規定に基づく審査請求人の生命保険料控除額は、次の計算のとおり、13,742 円となる。

(計算)

$12,000 \text{ 円} + (15,483 \text{ 円} - 12,000 \text{ 円}) \div 2 \doteq 13,742 \text{ 円}$ (小数点以下切上げ)

したがって、審査請求人の生命保険料控除額及びこれを前提とした所得控除の合計額に誤りはない。

(2) 法及び市税条例は、市民税・県民税の均等割について、当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が、350,000 円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額 (その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に 210,000 円を加算した金額) 以下である者に対しては、これを課さないこととしている。

しかし、本件処分に係る審査請求人の提出した確定申告書 (以下「本件確定申告書」という。) においては、平成 27 年中の株式等に係る譲渡所得として 353,998 円の所得が申告されており、他に控除対象配偶者及び扶養親族の申告がないことから、市民税・県民税の均等割が非課税となる者には該当しない。

したがって、審査請求人に対して、市民税・県民税の均等割額として法及び市税条例の規定によって定められた 6,200 円を賦課した本件処分に誤りはない。

(3) 3 (3) の審査請求人の主張は、本件処分と直接関係がない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求人の生命保険料控除額及び所得控除の合計額について

審査請求人は、本件確定申告書において平成 27 年分の「新生命保険料の計」として 15,483 円と申告しており、本件においても当該保険料額の生命保険料控除額の認定を求めている。

そこで、生命保険料控除額に関する法の規定をみると、法第 34 条第 1 項第 5 号イ(1)(ii)及び第 314 条の 2 第 1 項第 5 号イ(1)(ii)は、生命保険料控除額について、「前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が 12,000 円を超え 32,000 円以下である場合は、12,000 円と当該合計額から 12,000 円を控除した金額の 2 分の 1 に相当する金額との合計額」と定めている。

したがって、法の規定に基づく審査請求人の生命保険料控除額は、13,742 円となる。

そして、審査請求人の所得控除は、上記生命保険料控除額 13,742 円のほか、審査請求人が支払った社会保険料の全額である 16,420 円（法第 34 条第 1 項第 3 号及び第 314 条の 2 第 1 項第 3 号）及び基礎控除 330,000 円（法第 34 条第 2 項及び第 7 項並びに第 314 条の 2 第 2 項及び第 7 項）であると認められるから、その合計額は 360,162 円となる。

したがって、市民税及び県民税に係る審査請求人の所得控除の合計額はそれぞれ 360,162 円となる。

(2) 審査請求人に賦課されるべき市民税・県民税の額について

ア 所得割額と均等割額の合計額による賦課について

法は、賦課期日現在、市内に住所を有する個人に対して、均等割額及び所得割額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしている（法第 23 条、第 24 条第 1 項第 1 号、第 39 条、第 41 条第 1 項、第 292 条、第 294 条第 1 項第 1 号及び第 318 条）。

審査請求人は、本件処分に係る賦課期日である平成 28 年 1 月 1 日に横浜市内（南区内）に住所を有していたことから、市民税・県民税が課されることとなる。

イ 所得割について

市民税の所得割額については、「所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 を乗じて得た金額とする」（市税条例第 29 条の 2）こと、「市町村は、（中略）一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（中略）の 100 分の 3 に相当する金額に相

当する市町村民税の所得割を課する」(法附則第 35 条の 2 第 5 項) こととされ、県民税の所得割額については、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に「100 分の 4.025」(神奈川県県税条例附則第 39 項第 1 号) を乗じて得た金額とすること、「道府県は、(中略) 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(中略) の 100 分の 2 に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する」(法附則第 35 条の 2 第 1 項) こととされている。

本件確定申告書によれば、平成 27 年の審査請求人の所得は、平成 27 年中の株式等に係る譲渡所得として 353,998 円の所得のみであり、(1) で認定した審査請求人の所得控除の合計額である 360,162 円を下回る。

したがって、審査請求人について、平成 28 年度の市民税・県民税の所得割は課されないこととなる。

ウ 均等割について

市民税・県民税の均等割については、その名のとおり、原則として、市内に住所を有する全ての住民に均等に課されるべきものであるが、法は一定の場合にその例外を認めている。すなわち、市内に住所を有する者で均等割のみを課すべき者のうち、「当該年度の初日に属する年の前年の合計所得金額が、350,000 円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に 210,000 円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない」こととしている(法第 23 条第 1 項第 13 号、第 24 条の 5 第 3 項、第 292 条第 1 項第 13 号及び第 295 条第 3 項並びに条例第 23 条)。

つまり、控除対象配偶者及び扶養親族を有しない者が、市民税・県民税の均等割を課されないこととなるためには、前年の合計所得金額が 350,000 円以下であることが必要であるということである。

しかしながら、本件において、審査請求人は、平成 28 年 3 月 2 日に横浜南税務署に本件確定申告書を提出しており、これを受け、処分庁は、法第 45 条の 3 及び第 317 条の 3 の規定に基づき、本件確定申告書を平成 28 年度の市民税・県民税申告書の提出とみなして税額計算を行っているところ、本件確定申告書においては、審査請求人の所得として、平成 27 年中

の株式等に係る譲渡所得 353,998 円が申告されており、他に控除対象配偶者及び扶養親族の申告はなく、合計所得金額が上記 350,000 円以下とはならない。

したがって、審査請求人は、市民税・県民税の均等割を課されないこととはならない。

エ 均等割額の計算について

その上で、審査請求人の均等割額を計算する。

市民税に係る均等割額についてみると、まず、「第 21 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の者に対して課する均等割の税率は、年額 3,000 円とする」及び「平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 25 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500 円を加算した額とする」（市税条例第 25 条及び附則第 9 条の 4 の 2）との規定により 3,500 円となる。これに、「平成 26 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例附則第 9 条の 4 の 2 の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする」（横浜みどり税条例第 2 条第 2 項）との規定により 900 円を加算することとなるから、市民税の均等割額は 4,400 円となる。

そして、県民税に係る均等割額は、「1,000 円とする」、「平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度の分の個人の県民税の均等割の税率は、第 11 条の規定にかかわらず、1,500 円とする」及び「均等割の税率は、第 11 条及び附則第 7 項の規定にかかわらず、1,300 円（平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度分にあつては 1,800 円）とする」（神奈川県県税条例第 11 条、附則第 7 項及び附則第 39 項第 1 号）との規定より 1,800 円となる。

したがって、平成 28 年度の審査請求人の市民税の均等割額は 4,400 円、県民税の均等割額は 1,800 円となるから、その合計額 6,200 円が賦課されることとなる。

- (3) 以上のとおり、本件処分に係る生命保険料控除額及び所得控除の合計額の計算並びに市民税・県民税として賦課される額は(1)及び(2)のとおりであり、その他本件において本件処分を違法又は不当足らしめる事情

はないから、審査請求人の請求には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成28年 8 月 31 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成28年10月 3 日	・ 弁明書の受理
平成28年10月 4 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成28年10月13日	・ 審理関係人への資料送付
平成28年10月25日	・ 反論書受理
平成28年10月31日	・ 反論書（副本）送付
平成28年11月30日	・ 審理手続の終結
平成28年12月 6 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成28年12月20日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成28年12月21日	・ 調査審議
平成29年 1 月 18 日	・ 調査審議